

平成 25 年定例会

予算決算常任委員会
環境生活農林水産分科会
説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第 145 号
平成 25 年度三重県一般会計補正予算（第 6 号） 1
- 2 議案第 174 号
三重県手数料条例の一部を改正する条例案について 3

◎ 所管事項説明

- 1 平成 26 年度当初予算要求状況について 別冊 1
- 2 「平成 25 年度債権処理計画（目標）」の目標額の確認について
（環境生活部分） 別冊 2
- 3 四日市朝鮮初中級学校の教科書及び教育内容について 5
- 4 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」
の規定に基づく提出資料について 2 3

- 別冊 1 平成 26 年度当初予算要求状況について
別冊 2 「平成 25 年度債権処理計画（目標）」の目標額の確認について
別冊 3 四日市朝鮮初中級学校での使用教科書について
（平成 25 年 6 月 21 日 予算決算常任委員会環境生活農林水産分科会資料）

平成 25 年 12 月 12 日

環 境 生 活 部

1 議案第145号 平成25年度三重県一般会計補正予算(第6号) 主要項目

※補正予算総額 ▲ 53,188 千円

(単位:千円)

款 項 目	細事業名	補正前の額	今回補正額	補正後の額	説明(主要要因)
【歳出】					
2 総務費					
5 生活文化費					
(1) 生活対策費	人件費	1,310,417	75,037	1,385,454	所要額の精査による増
	隣保館整備費補助金	87,253	▲ 27,090	60,163	市町に対する補助所要額の精査による減
(3) 文化振興費	新県立博物館整備事業費	1,543,676	▲ 15,239	1,528,437	委託事業の入札差金等による減
	文化交流ゾーン環境整備事業費	204,669	▲ 25,000	179,669	工事費の入札差金による減
(7) 消費生活事業費	消費者行政活性化基金事業費	56,419	27,760	84,179	市町実施事業の追加による増
4 衛生費					
6 環境保全費					
(1) 環境総務費	人件費	1,211,449	62,599	1,274,048	所要額の精査による増
	環境保全基金積立金	214,577	12,700	227,277	法人超過課税の税収見込み増による積立金の増
(2) 廃棄物対策費	環境修復事業費	1,579,064	▲ 74,969	1,504,095	事業計画の変更による事業費の減
(3) 環境指導費	浄化槽設置促進事業補助金	340,563	13,433	353,996	市町に対する補助所要額の精査による増
	水道事業会計支出金	1,350,445	▲ 12,849	1,337,596	管理費負担金にかかる前年度精算金の確定による減
10 教育費					
8 私学振興費					
(1) 私学振興費	私立幼稚園振興補助金	1,871,444	17,622	1,889,066	補助対象園児数の精査に伴う補助金額の増
	私立幼稚園緊急環境整備事業費補助金	0	13,500	13,500	三重県安心子ども基金を活用した、私立幼稚園の教育環境整備事業実施に伴う増
	私立高等学校等振興補助金	4,732,422	▲ 79,213	4,653,209	補助対象生徒数の確定に伴う補助金額の減
	私立学校校舎等耐震化整備費補助金	56,594	▲ 21,626	34,968	耐震化事業実施校の変更に伴う補助金額の減
【歳入】	(節区分)				
8 使用料及び手数料					
2 手数料					
(3) 総務手数料	旅券事務手数料	112,518	▲ 22,341	90,177	旅券交付件数の精査に伴う減
9 国庫支出金					
2 国庫補助金					
(1) 総務費補助金	地域経済活性化・雇用創出臨時交付金	1,724,000	▲ 67,000	1,657,000	新県立博物館整備事業費、文化交流ゾーン環境整備事業費に充当
12 繰入金					
2 基金繰入金					
(1) 基金繰入金	文化振興基金繰入金	135,719	45,909	181,628	新県立博物館整備事業費、文化交流ゾーン環境整備事業費等に充当
	安心子ども基金繰入金	0	13,500	13,500	私立幼稚園緊急環境整備事業費補助金に充当
	消費者行政活性化基金繰入金	55,119	27,767	82,886	消費者行政活性化基金事業費等に充当
14 諸収入					
8 雑入					
(2) 雑入	雑入	12,190	41,598	53,788	行政代執行費用の原因者納付等に伴う増

平成25年度一般会計補正予算（第6号） 繰越明許費

【追加】

(単位：千円)

款	項	事業名	繰越明許額	説明
衛生費	環境保全費	環境修復事業費	209,250	四日市市大矢知・平津事案支障除去対策工事において、用地にかかる地権者等の調整に不測の日数を要したため、当該工事の年度内完成が見込めなくなったことから、やむを得ず繰越すもの。

平成25年度一般会計補正予算（第6号） 債務負担行為

【追加】

(単位：千円)

事項	期間	限度額
三重県総合博物館受付等業務派遣に係る契約	平成25年度～平成26年度	17,876
平成26年度三重県総合博物館第1四半期展示ディスプレイ・パネル等製作委託に係る契約	平成25年度～平成26年度	2,674
平成26年度三重県総合博物館第1四半期資料の展示・撤収作業委託に係る契約	平成25年度～平成26年度	1,988
平成26年度「県民の日」記念事業に係る契約	平成25年度～平成26年度	4,500
図書館配送・配本サービス等補助業務に係る契約	平成25年度～平成26年度	3,380
県内図書館等相互貸借資料運搬業務委託に係る契約	平成25年度～平成26年度	5,413
図書館逐次刊行物の購入に係る契約	平成25年度～平成26年度	3,500
図書館海外新聞・海外雑誌の購入に係る契約	平成25年度～平成26年度	3,000
大気汚染自動測定機器保守管理業務委託に係る契約	平成25年度～平成28年度	194,793

2 議案第 174 号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案について

旅券法の一部改正を受けて、三重県手数料条例の一部を改正します。

1 旅券法の一部改正

2015 年 11 月に新しい旅券の国際標準が導入されることとなり、一部をタイプ印字により訂正した旅券では、機械読み取りができないことから、出入国時の審査の際等においてトラブルが発生する可能性が出てきました。

そこで、旅券の名義人の氏名等に変更が生じた場合、今までは変更した記載事項を追記ページにタイプ印字をしていましたが、これを廃止し、新たな旅券（記載事項変更旅券）を発給するよう旅券法が改正（平成 25 年 6 月 28 日公布）されました。

2 三重県手数料条例の一部改正

この旅券法の一部改正に伴い、手数料についての規定を整備します。

- (1) 一般旅券の「記載事項の訂正手数料」を廃止します。
- (2) その他規定を整理します。

従来の記載事項の訂正手数料は、900 円（収入印紙手数料 700 円、県証紙手数料 200 円）でしたが、新たな記載事項変更旅券の発給手数料は、一般旅券の発給手数料と同様に扱われることとなり、6,000 円（収入印紙手数料 4,000 円、県証紙手数料 2,000 円）となります。

平成 24 年度の旅券の申請件数は 52,789 件でしたが、うち訂正申請件数は 1,564 件でした。

三重県手数料条例の一部改正は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

○三重県手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案		現行	
別表第一(第二条関係)			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一〇七	(略)	(略)	(略)
八	旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十条第一項第一号、第二号又は第三号の処分に係る事務	旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十条第一項第五号(十年・限)の発給	二千円
九	(略)	(略)	(略)
十	削除	旅券法第二十条第一項第五号の記載事項の訂正手数料	二百円
十一	(略)	(略)	(略)
十二	旅券法第二十条第一項第五号の処分に係る事務	旅券法第二十条第一項第六号の査証欄の増補手数料	五百円
十三	(略)	(略)	(略)
十三	(略)	(略)	(略)
十三	(略)	(略)	(略)
十六	(略)	(略)	(略)
別表第一(第二条関係)			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一〇七	(略)	(略)	(略)
八	旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十条第一項第一号、第二号又は第三号の処分に係る事務	旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十条第一項第五号(十年・限)の発給	二千円
九	(略)	(略)	(略)
十	旅券法第二十条第一項第五号の処分に係る事務	旅券法第二十条第一項第五号の記載事項の訂正手数料	二百円
十一	(略)	(略)	(略)
十二	旅券法第二十条第一項第六号の処分に係る事務	旅券法第二十条第一項第六号の査証欄の増補手数料	五百円
十三	(略)	(略)	(略)
十三	(略)	(略)	(略)
十六	(略)	(略)	(略)

3 四日市朝鮮初中級学校の教科書及び教育内容について

平成 25 年 3 月 26 日の予算決算常任委員会委員長報告を踏まえ、6 月 21 日の予算決算常任委員会環境生活農林水産分科会において、別添のとおり四日市朝鮮初中級学校での使用教科書の概要及び目次をご報告したところですが、同分科会において教科書及び教育内容の確認にあたっては、第三者の意見を聴く必要があるとのご意見も踏まえ、今回、教科書及び教育内容についてご報告するものです。

1 朝鮮歴史の教科書について

四日市朝鮮初中級学校では、初級部 6 年生、中級部 2・3 年生に、朝鮮歴史の授業を行っています。初級部では歴史上の人物を中心に広く学習する内容となっています。中級部の学習範囲は古代史から第 2 次世界大戦の終戦時までであり、終戦以降は、日本の高等学校に相当する高級部で学習することになります。

今回は、特に日本との関係の記述が多く取り上げられている近代以降について中級部の朝鮮歴史教科書の内容を調査・確認し、別紙 1 のとおり、県内の公立中学校で使用されている教科書との対比を行いました。

その結果、様々な項目において、独自の考え方により日本の教科書の記述と相違する部分や、一つの歴史的事柄について、非常に詳細な記述となっている部分もありました。

2 朝鮮地理の教科書について

また、同校では、初級部 5 年生、中級部 1 年生に、朝鮮地理の授業を行っています。日本と韓国との間で領有権の主張に相違のある「竹島（独島（ドクト））」に関する記述について調査・確認し、別紙 2 のとおり、中級部と初級部における朝鮮地理の教科書と県内の公立中学校で使用されている教科書との対比を行いました。

その結果、県内の公立中学校で使用されている地理や公民の教科書では、竹島については韓国との間に領有をめぐって主張に相違がある旨が記述されていますが、中級部及び初級部の朝鮮地理の教科書には「昔からわが国固有の島」という記述のほか島の位置、漁場等の記述になっており、日本との領有問題に関する記述はありませんでした。

3 教育内容

7月3日及び11月8日に、学校を訪問し、中級部3年生の朝鮮歴史の授業を実地に確認しました。授業は朝鮮語で行われていますので、校長に日本語に通訳してもらいながらの確認となりました。授業の様子については、朝鮮語による授業であること以外は、先生と生徒とのやりとりや生徒が授業を受ける態度については、日本の学校と特に変わりはありませんでした。

なお、同校の授業時間数やカリキュラムは、日本の義務教育に準ずるものとなっています。また、同校では日本の学校と同様の年間行事（運動会・遠足・修学旅行等）があるほか、近隣の学校との交流を毎年行うなど地域との共生に努め、地域社会の一員として貢献する人材の育成を行っています。

4 専門家及び第三者の意見

(1) 専門家の意見

朝鮮歴史、日本国憲法、教育基本法、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）に関して専門家のご意見を伺ったところ、次のとおりでした。

○近代日朝史専門家

『朝鮮歴史』

- ・教科書に取り上げられている内容そのものは、無かったことを有るように書いているということはない。全体として、予想のつく範囲内であり、韓国の教育内容と大きな方向性は変わらないと考えられる。
- ・教科書は対日本の記述ばかりと思われるかもしれないが、朝鮮近代史は日本近代史と重なるため、日本のことがたくさん書いてあるのは当然のことであるといえる。また、登場人物や取り上げている事件は非常に問題があるというものではなく、北朝鮮から見れば当然に取り上げるものであると思われる。
- ・評価の多様性は一切認められず、1種類の評価だけである。相対的な視点がない。

○教育関係法規専門家

『日本国憲法』

- ・第26条の教育を受ける権利は公立学校での義務教育を受ける権利を指していると考えられる。

『教育基本法』

- ・外国人学校といえども学校としての認可を受けて日本の法体系に取り込

まれている学校であれば、教育基本法を否定した教育はしてはいけないことは当然である。しかしながら、教育基本法の条文は非常に抽象的なものであり、具体的にどういう教育が同法に抵触しているのかについては、簡単に判断できるものではない。

『児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）』

- ・この条約により民族教育は保障されているが、補助金を保障するものではないと考えられる。

○教育学専門家

『児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）』

- ・この条約により民族学校における民族教育は保障されており、母国の文化的アイデンティティが尊重される必要がある。国家間の思惑により、外国人の子どもたちが差別されたり、不公平感が醸成されるのは好ましくない。

(2) 第三者の意見

三重県私立学校審議会委員のうち私学関係者を除いた学識者の方々を対象に、専門家のご意見や各種資料により、同校の朝鮮歴史教科書及び教育内容について、ご意見を伺ったところ、主な内容は、次のとおりでした。

(朝鮮歴史教科書について)

- ・北朝鮮の歴史認識に基づく教科書のため、日本に対しての表現が厳しいことは理解できるが、内容には偏りがあると思われる。
- ・一部事実誤認もあるように思われる。
- ・金日成を神格化し、反日感情を持つような教科書である。
- ・生徒の日本の国や社会に対する嫌悪感情を醸成すると考えられる表現手法が用いられている。
- ・本国為政者への崇拜を促す教育は、国際的視野に照らしても日本における普通教育として中立性を保持する内容とは考えられない。
- ・日本と重なる歴史的事実に対する異なる見解は、自国民としては自然なことと考えられる。

(学校に対する改善について)

- ・異なる歴史観の上に立ちながらお互いに理解を深める努力が必要である。
- ・政治と学校教育とは別という考え方で、日本の中で日本人とともに生きる子どもたちに相応しい教育をお願いしたい。

- ・教師の資質向上に向け、外部の情報も取り入れながら、指導力を高めることに期待したい。
- ・基本的には、この学校が日本国の法令等及び地方自治体の条例等を遵守した上で、教育目的・内容から財政問題に至るまで、教育及び経営の全てを、経営者の全責任のもとに行うことが必要である。
- ・日本と重なる歴史的事実に対する異なる見解は、自国民としては自然なことと考えられる。ただし、史実に即し可能な限り多面的かつ公平な記述にあらためられることを望む。
- ・本国の為政者に対する崇拝は、個人として自由ではあるが、日本国内法体系にある教育ならば、日本の公教育に準じて、生徒に対し為政者の個人崇拝を一方的に強要するような教育内容はあらためられることを期待する。

上記のとおり、朝鮮歴史教科書について、子どもたちが反日感情を持つような教科書である、記述内容に偏りがある、個人崇拝と考えられる表現となっている等厳しい意見がありました。

一方、日本で生きる子どもたちに相応しい教育を行うこと、教科書の記述を史実に即し可能な限り多面的かつ公平な記述にあらためること、個人崇拝を一方的に強要するような教育内容をあらためること等学校に対する改善を求める意見がありました。

5 学園の見解

別紙3のとおり、学園から教育内容についての報告を受けていますが、個人崇拝については、この報告の「2 歴史教育」の「金日成主席の記述」において、建国の父であり、歴史上の人物として取り上げているものであるとしています。

また、日本で生きる子どもたちに相応しい教育や教科書の多面的かつ公平な記述については、この報告最後の「II 今後の取組」において、現在は日本政府や国際社会の見解について子どもたちが混乱しないよう教えていないが、日本で生活している以上、それらに配慮する必要性もあり、今後は、どのように教えていけばよいか検討していきたいとしており、学園としての改善の意思を示しています。

6 総括

これまで、県としては、「国際人権規約」や「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえ、地域社会の構成員として必要な資質を備えることができるよう在住外国人の教育機会の確保に向けた支援が必要と判断し、各種学校として認可した外国人学校に対して、私立学校法等に基づき助成をしてきたところです。

今回、予算決算常任委員会委員長報告に基づき、同校の教科書の内容を調査したところ、様々な項目について日本の教科書の記述と大きな違いがあることが分かりました。

これは、歴史上の事柄に関して、国により解釈や意義の相違、つまり、国ごとの歴史認識の違いがあり、それを反映したものもあると思われます。また、一つの事柄に詳細な記述となっている部分もありましたが、これは民族教育の視点に立ち、子どもたちに歴史を教えていこうとすることによる面もあると考えられます。

しかし、専門家や第三者のご意見にもあるように、歴史の一面的な捉え方による偏った記述が認められるところです。

これに対し、学園としては、子どもたちが日本で生活している以上、日本政府や国際社会の見解を教育する必要性を感じており、今後、どのように教えていけばよいのか検討することとしています。

県としては、学園の今後の自主的な改善の取組や改善内容の県への報告を条件として、今年度の補助金を執行したいと考えています。なお、来年度の予算は、現在、要求しているところですが、予算化された場合には、学園の具体的改善内容を踏まえ、執行していきたいと考えています。

四日市朝鮮初中級学校使用教科書と県内公立中学校使用教科書の対比について

1 歴史教科書について

※四日市朝鮮初中級学校が使用している朝鮮歴史教科書については、星の歩み出版が発行する「朝鮮歴史 朝鮮中級学校 2・3（日本語訳）」を使用しました。

項目	四日市朝鮮初中級学校 使用教科書	県内公立中学校使用教科書	
		東京書籍	日本文教出版
下関条約	このとき日本侵略者たちは、清日戦争を引き起こし、朝鮮から清国の勢力を追い出した。	日本は戦いを優勢に進めて勝利し、1895年4月、下関条約が結ばれました。この講和条約で清は、朝鮮の独立を認めました。	講和会議で結ばれた下関条約で、清は朝鮮の独立を認めることが決められました。
ポーツマス条約	日帝は露日戦争（1904-1905）を通して朝鮮からロシア勢力を追い出した。 露日戦争後、日帝は米英帝国主義者たちの支持と後押しのもと朝鮮占領策動を強化した。	アメリカの仲介により、9月にポーツマス条約が結ばれました。ロシアは、韓国における日本の優越権を認めました。	1905年、アメリカのポーツマスで、アメリカ大統領のなかだちで講和会議が行われ、ポーツマス条約が結ばれました。条約では、朝鮮における日本の優越権を認めることが決められました。

項目	四日市朝鮮初中級学校 使用教科書	県内公立中学校使用教科書	
		東京書籍	日本文教出版
韓国併合	<p>日帝は1910年8月22日、売国逆賊・李完用らとともに、「韓国併合条約」をでっち上げた。</p> <p>この強盗的な条約は朝鮮を日本に「併合」することを規定した。</p> <p>この「条約」のでっちあげによって、日帝は朝鮮封建国家を完全になくしてしまった。「条約」が公布された8月29日をわが人民は「国恥日」といった。</p> <p>朝鮮人民は日帝の朝鮮占領策動を打ち砕くための闘争に立ちあがった。</p> <p>～</p> <p>日帝は1910年8月、「韓国併合条約」をでっち上げたのち、軍隊と警察を使って、朝鮮人民を押しさえつけ弾圧する「武断統治」を実施した。</p> <p>～</p> <p>日帝は1910年代、経済的略奪も強化した。</p> <p>1912年8月、日帝は「土地調査令」を公布し、耕作地だけでも百余万町歩を略奪した。</p> <p>～</p> <p>日帝は1915年12月、「朝鮮鉱業令」を公布し、金、銀、銅、鉄をはじめ、地下資源を一人占めし略奪した。</p> <p>～</p> <p>1911年8月、日帝は「朝鮮教育令」を公布し、植民地奴隷教育を強要した。</p>	<p>1910年、日本は韓国を併合し（韓国併合）、朝鮮総督府を設置して武力を背景とした植民地支配をおし進めました。首都の漢城（ソウル）も京城と改称させました。学校では朝鮮の文化や歴史を教えることを禁じ、日本史や日本語を教え、日本人に同化させる教育を行いました。</p> <p>土地制度の近代化を名目として日本が行った土地調査事業では、所有権が明確でないと多くの朝鮮の農民が土地を失いました。こうした人々は、小作人になったり、日本や満州へ移住しなければならなくなったりしました。</p>	<p>日本は、1910（明治43）年、軍隊の力を背景にして朝鮮を植民地化しました。これを韓国併合といいます。</p> <p>併合により、朝鮮総督府がおかれて軍人が総督となり、日本の軍隊や警察を全土に配置して抵抗運動をおさえました。これは、政治への軍隊の影響力を強めるものとなりました。</p> <p>朝鮮総督府は、あらゆる政治運動を禁止し、新聞の発行も制限し、学校では、日本語や日本の歴史を強制的に教えました。</p> <p>～</p> <p>いっぽう、日本の支配に対する朝鮮の人々の抵抗は続けられました。</p>

項目	四日市朝鮮初中級学校 使用教科書	県内公立中学校使用教科書	
		東京書籍	日本文教出版
3・1人民 蜂起	<p>日帝は3・1人民蜂起を野蛮に弾圧した。京畿道水原郡堤岩里に入り込んだ日帝侵略軍は、村人を教会堂に押し込めたあと、銃で撃ち殺し、火で燃やしてしまった。日帝はこの村だけでも300人余りの人民を虐殺した。</p> <p>3月から5月までの間に日帝は7500余人を虐殺し、1万6000人近くを負傷させ、5万余名を逮捕した。</p> <p>3・1人民蜂起は日帝侵略者たちに大きな打撃を与え、朝鮮人民の熱烈な愛国精神を大きく示した。</p>	<p>(三・一独立運動)</p> <p>朝鮮総督府は、武力でこれを鎮圧する一方、こうした武力による支配をゆるめて、政治的な権利を一部認めるなどの統治の方針を示し、これを機に、朝鮮の近代化を求める動きが活発になりました。</p>	<p>朝鮮総督府は、警察や軍隊を動員して鎮圧しました。この運動は三・一独立運動とよばれます。政策の転換をせまられた日本は、憲兵警察制度を廃止し、朝鮮語の新聞の発行も許可することになりました。</p>
関東大震 災時の虐 殺	<p>日帝は、この機会に政府に対する国民の不满を他へと向けるため「朝鮮人暴動」の流言をわざと流し、朝鮮人を撲滅することを計画した。日本政府の内務大臣であった水野錬太郎と警務長官・赤池濃は、「朝鮮人が放火し井戸に毒薬を流し込んでいる」とデマ宣伝を、無線で各地に飛ばしたり、ビラを刷って日本人民にばらまいた。</p> <p>～(各地での虐殺の記述)～</p> <p>関東全域でなされた「朝鮮人狩り」と呼ばれたこの弾圧・蛮行により、なんの罪もない朝鮮人6600余名が虐殺された。</p>	<p>朝鮮人や社会主義者が暴動を起こすという流言が広がり、多くの朝鮮人、中国人や社会主義者などが殺されました。</p>	<p>朝鮮人が井戸に毒を投げ込んでいたといったデマが、住民や警察によって広められ、住民が組織する自警団、あるいは軍隊・警察が、朝鮮人など数千人を殺害しました。</p>

項目	四日市朝鮮初中級学校 使用教科書	県内公立中学校使用教科書													
		東京書籍	日本文教出版												
強制労働	<p>日帝は1939年6月、「国民職業能力申告令」を布告し、15歳から50歳までのすべての人の労働能力を調査掌握した。そして、その年から「募集」「斡旋」「徴用」などと、形を変えながら青壮年男子たちを朝鮮内と日本に強制徴集して、炭鉱、鉱山、飛行場、軍需工場、道路および鉄道工事場などで、奴隷のように酷使した。</p> <p>1937～1945年までの朝鮮人動員</p> <table border="0"> <tr> <td>朝鮮国内</td> <td>約 630 万名</td> </tr> <tr> <td>日本への強制連行</td> <td>約 152 万名</td> </tr> <tr> <td>軍人</td> <td>約 26 万名</td> </tr> <tr> <td>軍属</td> <td>約 15 万名</td> </tr> <tr> <td>日本軍「慰安婦」</td> <td>約 20 万名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 840 万名</td> </tr> </table>	朝鮮国内	約 630 万名	日本への強制連行	約 152 万名	軍人	約 26 万名	軍属	約 15 万名	日本軍「慰安婦」	約 20 万名	合計	約 840 万名	<p>多数の朝鮮人や中国人が、意思に反して日本に連れてこられ、鉱山や工場などで劣悪な条件のもと過酷な労働をしいられました。</p>	<p>朝鮮や台湾でも徴兵を開始し、朝鮮や中国の占領地から数十万人といわれる人々を動員して、炭鉱や工場などのきびしい労働条件の職場で働かせました。</p> <p>朝鮮からの動員は、国の計画に基づいて行われ、1944年からは、動員をこぼんだ者に刑罰が科されるようになりました。</p>
朝鮮国内	約 630 万名														
日本への強制連行	約 152 万名														
軍人	約 26 万名														
軍属	約 15 万名														
日本軍「慰安婦」	約 20 万名														
合計	約 840 万名														
慰安婦	<p>日帝は、さらに10代から20代の朝鮮女性たちを日本軍の「慰安婦」として侵略戦争に引き連れていき性奴隷として虐待した。</p>	【記述なし】	【記述なし】												

項目	四日市朝鮮初中級学校 使用教科書	県内公立中学校使用教科書	
		東京書籍	日本文教出版
個人史	<p>わが民族が日帝の植民地統治に抑えつけられていた1912年4月15日、平壤市万景台にて敬愛する金日成主席様が誕生された。</p> <p>～</p> <p>(金日成主席の両親、叔父と弟、母方の人々の記述)</p> <p>～</p> <p>幼い頃から、ご両親から愛国主義教育を受けて成長された主席様におかれては、8歳から12歳まで両親に従い中国の臨江、八道溝で過ごされながら、亡国民族の悲しみと苦痛を感じとられた。</p> <p>～</p> <p>日帝との最後の決戦のための準備が、着々と推進されていた時期の1942年2月16日、敬愛する金正日將軍様におかれては白頭山密營で誕生された。</p> <p>～</p> <p>国の津々浦々に「金日成將軍万歳!」「近日、金日成大將祖国凱旋」のようなスローガンがあいついでまかれた。</p> <p>そのため日帝侵略者たちも「金日成は朝鮮人民から救世主のように尊敬を受けるほどになった」と言いながら不安と恐怖におののいた。</p>	【記述なし】	【記述なし】

四日市朝鮮初中級学校使用教科書と県内公立中学校使用教科書の対比について

2 竹島（独島）に関する記述について

	教科	記述内容
四日市朝鮮初中級学校使用教科書	朝鮮地理	<p>中級部教科書</p> <p>[本文]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝鮮東海上には遠く鬱陵島と独島があります。 ・行政区域上では慶尚北道、鬱陵郡です。 ・この島々は全部火山活動でできた洋島です。 ・独島は鬱陵島から東に約90 km離れたところにあります。 ・独島は昔からわが国固有の島として、東島と西島そして周辺の多くの島で成り立っています。 ・島周辺では暖流と寒流が入れ替わるので、ここは良い漁場になっています。 <p>[地図]</p> <p>○独島</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わが国の東側の端の火山島 ・わが国固有の島 ・漁場
		<p>初級部教科書</p> <p>[本文]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独島はわが国の島です。 ・海には奇妙な形の峰と岩が青い水とよく似合って美しい景色を作り上げています。 <p>[コラム]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独島は昔からわが国の神聖な領土です。 ・独島は朝鮮東海に聳えたっている島として東島、西島とその周囲の小さい島々で成り立っています ・独島は火山島として絶壁になっていて木々が育ちません。

県内公立中学校使用教科書	地理	東京書籍	・日本海上の竹島は日本固有の領土ですが、韓国が占拠しており、対立が続いています。『写真を掲載（「竹島（島根県 2008 年）」）』
		帝国書院	・日本固有の領土である竹島（島根県）についても、韓国との間に主張の相違があります。
		日本文教出版	・1905年に日本が島根県に編入した竹島は、総面積 0.23 km ² ほどの小さな島です。1952年から韓国は自国の領土であると主張しています。 『竹島の写真も掲載』
	公民	東京書籍	・竹島は隠岐諸島の北西に位置し、島根県隠岐の島町に属する日本固有の領土です。しかし、韓国が不法に占拠していることから、日本は、韓国に対して抗議を続けています。
		日本文教出版	・島根県沖の竹島は、韓国もその領有を主張しています。 『経済水域を示す地図上に、「竹島」と表記。国境線あり。』
		教育出版	・日本海に位置する竹島（島根県）については、日本と韓国の間はその領有をめぐる主張に相違があり、未解決の問題となっています。

四日市朝鮮初中級学校の教育内容について

I. 現状

1. 授業・教育全般

1) 日本の小中学校との比較

- ① 終了期間は初級部課程が6年間、中級部課程が3年間であり、年間登校日数(235日前後)、年間授業週数(35週)、年間授業時間数(初級部782~980時間、中級部1050時間)、週当授業時間数(初級部23~28時間、中級部30時間)、授業時間は45分となっていて日本学校とほぼ同じか多いといえます。
- ② 教科目の編成は、日本学校での科目の全てと民族科目(朝鮮語、朝鮮歴史、朝鮮地理)とでなっています。
- ③ 課外活動としては、少年団活動(初級部4年生から日本学校の生徒会に相当)、クラブ活動、社会実践活動などを行なっています。
- ④ 日本語授業を除いた全ての授業は朝鮮語で行なわれ、児童生徒間の会話も朝鮮語で行なっています。

2) 学校の特徴、地域との共生及び地域社会に貢献する人材育成

- ① 日本語しか知らない幼児や子どもたちが、幼稚部・初級部に入った後、1年に満たない短期間に、日常会話を初歩的に朝鮮語で行い、また授業も朝鮮語で教え学んでいます。この事は他の朝鮮学校と共にバイリンガル教育における成功例として教育界において高く評価されています。
- ② 学校創立の目的から自己の出自を隠したり卑下せず、民族的な矜持と自負心を持った人材育成に尽力しています。そのために民族の文化と伝統を知識としてのみならず、日常生活の過程で自然に培養・発揮する方向で教育しています。特に相互相助の民族精神を培い、皆が仲良くする事によってイジメ現象は、ほとんど皆無であるといえます。
- ③ 学校創設期から今日まで一貫して国際理解・共生教育に尽力し、日本を始め世界の文化を理解・尊重し友好親善に寄与しうる人材育成を目指してきました。日本の文化を学び近隣の小中学校や幼稚園・特別支援学校との交流を毎年おこない、学校行事に地域の人たちに参加していただき、最寄の駅周辺での清掃活動や福祉事業に少しの助けのもとキャップ集めなどを行なってきました。
- ④ 本校生たちの卒業後の進路は、愛知県にある朝鮮中高級学校を経て朝鮮大学校(卒業後研究院、日本の大学院にも進学)、日本の大学校・専門学校へ進学、就職(同胞・日本企業へ)が一般的であります。中には本校卒業後に日本の高等学校・中学校へ進学若しくは転入することもあります。いずれの場合でも日本の生徒・学生たちと何ら変わりなく学校生活を過ごし卒業後は、地域社会の一員として社会に貢献すべく仕事と生活を送っています。

以上の内容を持って言えることは、本校は各種学校の地位ではありますが、日本の一条校に準じた初等・前期中等教育を行なっていると自負しています。なお反日教育を行なっている云々は、本校設置の趣旨や教育目的からも、60余年間の教育実践の実績と日本での永住志向が強い在日の立場からしても到底考えられない事です。

2. 歴史教育

1) 内容

- ① 初級部 6 年では朝鮮の古代から現代までを歴史的人物を中心に、中級部 2・3 年では古代から朝鮮解放（1945 年 8 月 15 日）までを通史的に歴史の流れ、民族の文化、生活風習などを教えています。
- ② 朝鮮南北で取り扱っている歴史的人物と歴史的事項はほとんど全て教えています。

2) 金日成主席の記述

朝鮮民主主義人民共和国の建国の父であり、歴史的人物として取り上げられているものです。

3) 日本政府や国際社会の見解の教育

朝鮮学校には朝鮮籍、韓国籍及び日本籍の子女たちが通っています。

日本政府や米国を中心とした『国際社会』の見解については、幼い子どもたちが混乱するおそれがあることから今のところ言及していません。

3. 拉致問題

初中級部課程の教科書には記述箇所はありませんが、拉致問題については、全ての教職員ならびに学父母、児童生徒が胸を痛め、絶対にあってはならない重大犯罪であり決して許すことの出来ない事だと認識しています。子どもたちには未来を見据え、朝日友好のため尽力する人になるよう教えています。

4. 民族教育

- ① 世界の全ての国において教育は本質的に民族教育だと考えています。

本校での民族教育も同じく、朝鮮民族が悠久な歴史を持ち、世界に誇れる優秀な文化を創り、国を守り平和を愛し、民族の繁栄と発展に尽力した人々とその過程で形成された民族的気質と民族の文化伝統を学ぶ事によって、子どもたちが民族的矜持と自負心を育み実生活に生かし継承していく教育を行なっています。

- ② 民族心を培うと共に知育、徳育、体育の全般的な基礎教育も行なっています。

II. 今後の取組

現在は、日本政府や国際社会の見解については子どもたちが混乱しないよう教えていませんが、日本で生活している以上、それらに配慮する必要性もあり、今後、どのように教えていけばよいのか検討していきたいと考えています。

今後も地域住民との交流により積極的に臨み、また朝日間の懸案問題に関して互いに理解しあい、国交正常化に向け努力する気持ちと態度を育んでいこうと考えています。

2013年11月26日

三重朝鮮学園

理事長 李相持



4 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」の規定に基づく提出資料について

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
24	三重県消費者行政活性化基金事業費補助金	名張市 名張市鴻之台1-1	21,500 (H26.3)	「消費者被害が発生することのない名張市」を目標に、希望する高齢者宅に通話録音装置を設置し、録音情報を法執行に活用するなど、強固な見守り体制の構築により消費者被害対策、消費者被害予防を行う。	(目的・理由) 「消費者被害が発生することのない名張市」を目標に、強固な見守り支援体制の構築により消費者被害対策、消費者被害予防に取り組む。 (根拠) 平成25年度地方消費者行政活性化交付金(一般会計)交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマム 消費者、特に高齢者を消費者トラブルから守り、悪質事業者による消費者被害を防止するために必要な事業。	交通安全・消費生活課	総務費	生活文化費	消費生活事業費	消費生活総務費